

記入内容の確認

内閣府大臣官房番号制度担当室



この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

氏名 ※必須	全国青年税理士連盟
住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
電話番号 ※必須	03-3354-4162
メールアドレス【半角】	zensei@khaki.plala.or.jp
ご意見【全角で入力ください】 ※必須	<p>★施行令案 「特定個人情報を提供できる公益上の必要があるときは、租税に関する法律の規定による質問等が行われるとき等とすること。(法19条12号)」</p> <p>★意見 上記施行令案は、「税務調査において質問検査権を行使するにあたり、調査官が特定個人情報の提供を受けることができる」と解する。この法律において「特定個人情報」とは「個人番号をその内容に含む個人情報をいう」と定義されているが、現段階で「特定個人情報」にどの程度の情報が含まれるのか未確定な状態である。租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査であるならばやむを得ないとも考えるが、情報の範囲が不明確なまま、一般の任意調査における質問検査において、原則として「特定個人情報」を提供できると規定することは、拙速な行為と言わざるを得ない。</p> <p>なお、当連盟では、国民総背番号制度については国民主権をゆるがすものであることから明確に反対の立場を取っており、納税者番号制度についても基本的には課税・徴収のための情報収集など、課税庁が主権者である納税者を管理・監視するための手段となり得る制度であるという認識から、納税者主権及び申告納税制度の趣旨に照らし、その導入については慎重に考えるべきであるという立場を取っていることを付け加える。</p>

◀◀ 修正

▶▶ 以上の内容で送信する

[▲ このページの先頭へ](#)